小幅な引き上げに 金パラは1~44円の

で新設される。また、鋳

のとみなされる。また、 までは研修を修了したも ば、2019年3月31日

点、大臼歯が1075点

小臼歯が1079

が確定した。4月1日か

前装金属ポンティックが

非金属冠は、CAD

一方で、今回からレジン

は4100点で導入 高強度レジンブロック

臼歯部に適応が拡大さ

ら変更される。

の診療報酬改定の材料を

月から廃止される。その 属裏装ポンティックが4

補綴関連の点数

厚労省は2018年度

金属冠

2018年改定 ・非金属冠の点数決まる 材 料告示

は4年ごと の研修の定期受講 院内感染防止対策

社保研究部

だより

は1冊無料で届ける。 下旬に発行する。会員に 歯科初診料の注1の施

けられ、常勤の歯科医が この要件に経過措置が設 1名以上配置されていれ 配置が求められている。 修を受けた常勤歯科医の 設基準が新設され、要件 に院内感染防止対策の研

締切迫る 「免除届」 介護保険電子請求

が療養上の指導や管理を 提供する対象サービス 会に提出する。 科医師または歯科衛生十 どに歯科訪問診療し、歯 は、自宅や居住系施設な る。居宅療養管理指導費 は、居宅療養管理指導費 所である歯科医療機関が 求したい場合は国保連合 日で、今後も紙媒体で請 ている。締切日は3月31 免除届の締め切りが迫っ (介護予防を含む)にな こた場合に算定する。 介護保険のみなし事業 介護保険の電子請求の 7.護保険は電子請求が 出様式および記載方法は 出していただきたい。 をする医療機関は必ず提今後、介護報酬の請求 レセで請求している。 療機関のうちの6割が紙 険請求をしている歯科医 め、現在、大阪で介護保 使うまでもない。そのた 極めてシンプルで、レセ 療養管理指導費しかない 機関は、請求項目が居宅 められていた。歯科医療 コンのオプション機能を 置で紙レセでの請求が認 義務化されたが、経過措 下記の通り。 ため、明細書への記載は 今後、

〈記載方法〉

- 宛先は「大阪府国民健康保険団体連合会 御中」と記
- ② 提出日、開設者の所在地、名称および代表者を記載し 押印する
- ③ 介護保険事業者番号欄…大阪の歯科医療機関は左詰め で「273」と記載し、その後に医療機関コード(7 桁)を記載する
- ④ サービスの種類欄…「居宅療養管理」と記載する
- ⑤ 届出事由欄…「イ」の支給限度額管理が不要なサービ スに○を記入する

様式は左図のとおりで拡大コピーして使用できる。

問合せ先:大阪府国民健康保険団体連合会介護保険担当 (06-6949-5244)

金パラ関連点数			改定前	改定後	増減
インレー単純		前・小臼	306	309	+3
		大臼歯	360	365	+5
インレー複雑		前・小臼	514	521	+7
		大臼歯	598	608	+10
4分の3冠		前 歯	654	663	+9
5分の4冠		小臼歯	594	603	+9
5)] (04型	大臼歯	705	718	+13
FMC		小臼歯	810	821	+11
r/vic		大臼歯	952	967	+15
前装金属冠		前歯・小臼歯	1618	1632	+14
ポンティック	鋳造	小臼歯	866	879	+13
		大臼歯	1007	1025	+18
	金属裏装	前歯・小臼歯	廃止	_	_
	レジン前装	前 歯	1524	1535	+11
		小臼歯	新設	1079	_
		大臼歯	新設	1075	_
双歯鉤		大大・大小	698	718	+20
		犬小・小小	598	615	+17
二腕鉤		大臼歯	536	552	+16
		小臼・犬歯	495	510	+15
		前歯	476	490	+14
コンビネーション鉤		大臼歯	427	438	+11
		小臼・犬歯	406	417	+11
		前歯	397	407	+10
鋳造/	<i>I</i> '—		1178	1207	+29

き上げられ1458円に それぞれ引き上げられ は14点増の1632点に また、レジン前装金属冠 増の967点に、小臼歯 ジウム合金は194円引 は11点増の810点に、 ポンティックでは、 FMCの大臼歯は15点 歯科鋳造用の金銀パラ なる。 造ポンティックの大臼歯 が18点増の1025点に

報酬改定時と、6カ月ご 格は、2年に一度の診療 動幅がプラス・マイナス 時改定は、市場価格の変 す随時改定とがある。随 とに (10月と4月) 見直 5%を超えるものが見直

歯科用貴金属の材料価

の2500点と併せ、 1600点となり技術料 100点で算定する。 ンブリッジは、材料料が 入される高強度硬質レジ また、4月から新規導 4

増減がなく、1723点 に据え置かれた。

引き下げられ1485点 CAM冠の小臼歯が97点 した 『歯科点数早見表2 応が拡大された大臼歯は になる。 昨年12月から適 協会は材料価格を反映 改定前 改定後 小臼歯 1582 1485 1723 大臼歯 1723

非金属冠・非金属ブリッジ 増減 -97CAD/CAM冠 増減なし 高強度硬質レジンブリッジ 新設 4100

定期受講の間隔は、 別の要件である同研修の

018年4月版』を3月

請求省令附則第二条による免除届出書

「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令」附則第2条第2項の規定に基づき 下記のとおり届け出ます。

<u>請求省令附則第2条第1項(※)の規定による届出を行おうとする指定居宅サービス事業者等は、平成30年3月31日までに届け出るものとする。</u>

平成 年 月 日

围

大阪府国民健康保険団体連合会 御中

所在地 (住所)

開 設 者

名称及び代表者名 (氏名)

1	介護保険事業者番号	2 7 3			
		フリガナ			
2	事業所名称				
3	郵便番号	④ 電話番号			
(5)	事業所所在地				
6	サービスの種類	居宅療養管理指導			
7	届出事由 ※該当する項目の太枠にOをつけてください。				

支給限度額管理が不要なサービス(居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護(短期利用以外)、認知症対応型共同生活介護 (短期利用以外)、地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用以外)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防居 宅療養管理指導、介護予防特定施設入居者生活介護(短期利用以外)及び介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外))ー程 類のみを行うサービス事業所 支給限度額管理が必要なサービス一種類のみを行うサービス事業所 支給限度額管理が不要なサービス一種類及び支給限度額管理が必要なサービス一種類を行うサービス事業所 施設サービス(介護福祉施設サービス及び介護保健施設サービス)のみを行う50床未満の介護保険施設 へ 施設サービス及び支給限度額管理が必要なサービスー種類を行う50床未満の介護保険施設 ト 施設サービス、支給限度額管理が不要なサービスー種類及び支給限度額管理が必要なサービスー種類を行う50床未満の介護保険施設

【記入に当たっての説明】

8 備

・ 本届出は、事業所ごとに行うこと。・ ⑦欄は、該当する項目の太枠に○を記入すること。

考